



KPMG Newsletter

KPMG Insight

会計・開示／税務 Digest

会計・開示情報（2023. 4 - 5）



Vol. **61**

July 2023

会計・開示情報 (2023. 4-5)

有限責任 あずさ監査法人

会計・開示ダイジェストは、日本基準及びIFRS®会計基準等の会計及び開示の主な動向についての概要を記載したものです。

会計・開示ダイジェスト
最新号はこちらからご覧
になれます。



<https://home.kpmg/jp/ja/home/insights/2021/01/accounting-digest.html>

2023年4月号

企業会計基準委員会 (ASBJ) 及び日本公認会計士協会

今月、特にお知らせする事項はありません。

金融庁

【Information】

1 「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」意見書 (6)

金融庁により、コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム（「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」意見書 (6)）が公表されました。本意見書は、コーポレートガバナンス改革の実質化という観点から、今後の取組みに向けた考え方や具体的な取組み内容について、フォローアップ会議としての提言を行ったものです。

あずさ監査法人解説資料：
ポイント解説速報（2023年4月28日）

法務省

今月、特にお知らせする事項はありません。

国際会計基準審議会 (IASB)、 IFRS解釈指針委員会 (委員会) 及 び国際サステナビリティ基準審議 会 (ISSB)

【アジェンダ決定 (確定)】

1 「リースの定義—入替えの権利 (IFRS第16号)」

サプライヤーが顧客に提供される資産を入れ替える権利の評価に関して、1) 契約が類似した複数の資産の使用に関するものである場合に、当該契約がリースを含んでいるかどうかの判定をどのレベルで行

2023年4月号

うべきか、2) サプライヤーが顧客による使用期間全体を通じて資産を他の代替資産に入れ替える実質上の能力を有しているものの、入替権の行使により経済的便益を得られるのは使用期間の一部に限定される場合に、当該契約がリースを含んでいるかどうかの判定において資産の入替権をどのように評価するかについてのアジェンダ決定が確定しリリースされました。IFRS第16号を含む現状のIFRS会計基準は、上記1)及び2)を判断するための適切な基礎を提供していると判断されました。

あずさ監査法人解説資料:

IFRS解釈指針委員会ニュース(2023年6月)

米国財務会計基準審議会 (FASB)

今月、特にお知らせする事項はありません。

2023年5月号

企業会計基準委員会 (ASBJ) 及び 日本公認会計士協会

【公開草案】

① 企業会計基準公開草案第73号「リースに関する会計基準(案)」等

本公開草案は、IFRS第16号「リース」及び米国の会計基準トピック842「リース」と、我が国の会計基準との違いを受けて、ASBJがリースの会計処理について検討した結果を公表したものです。本公開草案では、借手においては、原則としてすべてのリース取引について、使用权資産及びリース負債を計上する単一の会計処理モデルが提案されています。なお、IFRS第16号のすべての定めを取り入れるのではなく、主要な定めのみを取り入れることが提案されています。また、貸手においては、従前の基準を踏襲してリース取引をファイナンス・リースとオペレーティング・リースに分類し、それぞれに対応する2つの会計処理モデルが提案されています。

あずさ監査法人解説資料：
ポイント解説速報(2023年5月12日)

② 実務対応報告公開草案第66号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い(案)」等

本公開草案では、資金決済法上の電子決済手段について、現金に類似する性格と要求払預金に類似する性格を有する資産であることを踏まえて、その発行及び保有等に係る会計処理及び開示について定めることを提案しています。

あずさ監査法人解説資料：
ポイント解説速報(2023年6月8日)

金融庁

今月、特にお知らせする事項はありません。

法務省

今月、特にお知らせする事項はありません。

国際会計基準審議会 (IASB)、 IFRS解釈指針委員会 (委員会) 及び国際サステナビリティ基準 審議会 (ISSB)

【最終基準】

① 「国際的な税制改革—第2の柱モデルルール (IAS第12号の改訂)」

本改訂は、いわゆるBEPS2.0のうち、第2の柱モデルルールを採用して法制化された税制により生じる法人所得税(適格国内最低トップアップ税を含む)に関連する繰延税金の認識及び開示を、一時的に免除するものです。また、第2の柱モデルルールを採用して法制化された税制により生じる税金に関する特定の情報を開示することを要求しています。なお、本改訂は一部の開示事項を除いて公表日から即日適用開始となり遡及適用されます。

あずさ監査法人解説資料：
ポイント解説速報(2023年5月31日)

② 「サプライヤー・ファイナンス契約 (IAS第7号及びIFRS第7号の改訂)」

IFRS解釈指針委員会が2020年12月にアジェンダ決定「サプライチェーン・ファイナンス契約—リバース・ファクタリング」を公表した際に、リバース・ファクタリング及び類似の契約(いわゆる「サプライヤー・ファイナンス契約」)について現行の開示要求事項が不十分であることを示唆する意見が寄せられていました。それを受けてIASBは、サプライヤー・ファイナンス契約及びそれが企業の負債、キャッシュ・フロー及び流動性リスクに対するエクスポージャーに与える影響についての透明性を増進させるための開示要求を追加しました。

あずさ監査法人解説資料：
ポイント解説速報（2023年6月2日）

【情報要請】

1 「IFRS第9号の適用後レビュー（減損）」

IASBIは、IFRS第9号「金融商品」における減損の要求事項の適用後レビューに関して、利害関係者のフィードバックの募集を開始しました。適用後レビューは、基準の要求事項が財務諸表利用者、作成者、監査人及び規制当局に与える影響を評価する目的で行われます。

あずさ監査法人解説資料：
ポイント解説速報（2023年6月12日）

米国財務会計基準審議会（FASB）

【公開草案（会計基準更新書案（ASU案））】

1 ASU案「報酬－株式に基づく報酬（トピック718）：利益持分報奨の適用範囲」

本ASU案は、従業員への報酬として利益持分及び類似の報奨（利益持分報奨（Profits interest awards））を提供している企業に対して、利益持分報奨が「報酬－株式に基づく報酬（トピック718）」の適用範囲に含まれるかどうかを判断するためのガイダンスを提供する種々の例示を追加することを提案しています。

なお、本ASU案に対するコメントの募集は2023年7月10日に締め切られています。

KPMG関連資料：
Defining Issues（英語）

関連情報

多くの企業に影響する最新の会計・開示情報を、専門家がわかりやすく解説します。

home.kpmg/jp/act-ist

各基準についてのより詳細な情報、過去情報は、あずさ監査法人のウェブサイトをご確認ください。

日本基準

<https://home.kpmg/jp/ja/home/insights/2016/05/accounting-standards/j-gaap.html>

IFRS基準

<https://home.kpmg/jp/ja/home/insights/2016/05/accounting-standards/ifrs.html>

修正国際基準

<https://home.kpmg/jp/ja/home/insights/2016/05/accounting-standards/jmis.html>

米国基準

<https://home.kpmg/jp/ja/home/insights/2016/05/accounting-standards/us-gaap.html>

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人
豊永 貴弘

✉ azsa-accounting@jp.kpmg.com

KPMG ジャパン

home.kpmg/jp

home.kpmg/jp/socialmedia



本書の全部または一部の複写・複製・転載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2023 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト©IFRS®Foundation すべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人は IFRS 財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS 財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.org でご確認ください。

免責事項：適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会と IFRS 財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません(過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない)。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「IFRS®」、「IAS®」および「IASB®」は IFRS 財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この登録商標が使用中および(または)登録されている国の詳細については IFRS 財団にお問い合わせください。